

出入国在留管理政策懇談会資料①

第8回会合 (在留支援業務について)



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

令和7年10月23日
出入国在留管理庁

目次

1 在留支援業務の概要

**2 在留外国人に対する相談体制・
関係機関の連携**

**3 在留外国人に対する
情報提供**

**4 在留支援のための
やさしい日本語の普及**

**5 条約難民等への
支援の取組**

【特に御議論いただきたい事項】

○相談体制・情報発信機能の強化

○難民等への支援

1 在留支援業務の概要

出入国在留管理庁が在留支援を行うことになった経緯

平成30年 6 月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」の閣議決定 ・新たな在留資格の創設 ・外国人の受入れ環境整備を行うため、法務省が総合調整機能をもって司令塔的な役割を果たし、関係省庁、地方公共団体との連携を強化
同年 7 月24日	「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」の閣議決定 ・法務省において外国人の受入れ環境整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行う ・「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の設置
同年12月8日	「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の成立 ・在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設 ・出入国在留管理庁の設置（在留支援課の設置）
同年12月25日	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定
平成31年4月1日	「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の一部施行
令和4年6月14日	「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定

法務省設置法（平成11年法律第93号）

（所掌事務）

第四条 法務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十一 （略）

三十二 日本人の出国及び帰国並びに外国人の入国及び出国の管理に関する事

三十三 本邦における外国人の在留に関する事。

三十四 難民の認定に関する事

三十五～三十九 （略）

法務省組織令（平成12年政令第248号）

（在留管理支援部の所掌事務）

第七十四条 在留管理支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 本邦における外国人の在留に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。

二 出入国在留管理庁の所掌事務に係る情報の収集、整理及び分析並びに統計に関する事

（在留支援課の所掌事務）

第八十二条 在留支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 在留支援（本邦に適法に在留する外国人が安定的かつ円滑に在留することができるようにするための支援をいう。次号において同じ。）に関する事項の企画及び立案、調整並びに推進に関する事。

二 地方公共団体及び民間の団体が行う在留支援の支援に関する事（総務課の所掌に属するものを除く。）。

- 入管庁は、平成31年4月より、**外国人の受入れ環境の整備に関する企画立案や総合調整**を担うことになり、政府の司令塔として施策の取りまとめ等に取り組んでいる。

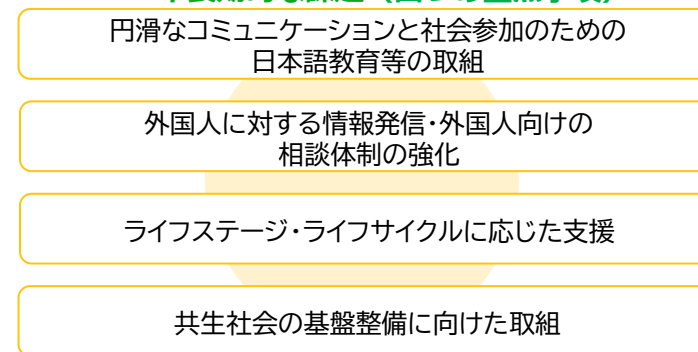
外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（対象期間：令和8年度までの5年間）

- 令和4年6月、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、我が国が**目指すべき外国人との共生社会のビジョン**、それを実現するために取り組むべき**中長期的な課題及び具体的施策**を示す「**外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ**」を決定。
- 施策の着実な実施を図るため、施策の実施状況について、有識者の意見を聴きつつ毎年点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行う。
- 令和7年度も一部変更を行い、**105の具体的施策**を掲載。

目指すべき外国人との 共生社会のビジョン（三つのビジョン）



取り組むべき 中長期的な課題（四つの重点事項）



外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（対象期間：単年度）

- 平成30年12月、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、**外国人材の受入れ・共生のための取組を政府一丸となって推進していく**観点から「**外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策**」を決定。
- 共生社会の実現のために政府において**単年度に取り組むべき**、労働環境、教育、医療、住宅 など生活の様々な場面に関する施策を盛り込んでいる。
- 令和7年度も改訂を行い、**218の具体的施策**を掲載。

ロードマップ、総合的対応策

- ①「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」…共生社会のビジョンや中長期的な課題・施策
3つのビジョン（安全・安心な社会、多様性に富んだ活力ある社会、個人の尊厳と人権を尊重した社会）
- ②「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」…ロードマップを踏まえた単年度に実施すべき施策等

基本的な考え方

日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を実現するために

- 受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくこと、
- 受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化や日本語を理解するよう努めていくこと、日本のルールや制度を理解し、責任ある行動をとること

が重要



令和7年度に「総合的対応策」に追加された主な施策（出入国在留管理庁関係）

- ・ オリエンテーションの充実・強化
- ・ 医療費不払いへの厳格な審査の実施
- ・ 社会保険料の納付義務の履行状況確認及び適切に在留審査に反映させる仕組みの検討
- ・ 入管庁の人的・物的体制の整備
- ・ 入管DXの一環としての電子渡航認証制度（JESTA）の早期導入の検討等

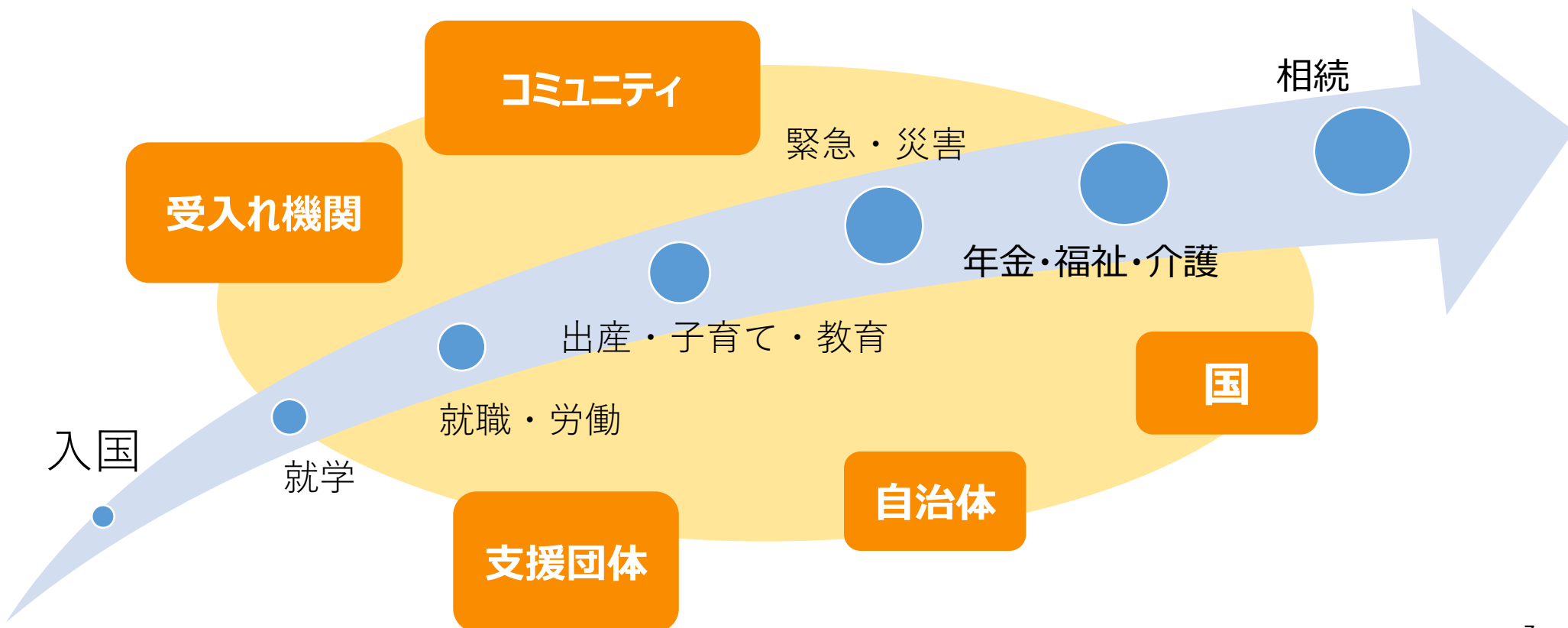


- ・ 迅速かつ確実な難民等の保護及び支援の実施
- ・ 就労を目的とする在留資格の上陸許可基準の見直し、実態調査の強化等
- ・ 失踪技能実習生を減少させるための取組
- ・ 偽変造在留カード対策の強化



ライフステージごとに直面する問題と支援

- 就学、就職、子の出産などライフステージを移行しながら日本で暮らす外国人が増加。
- ライフステージを移行する際に問題に直面することが多い。
- ライフステージ移行時の「継ぎ目」で、適切に判断し行動できるように
 - 正確な情報をキャッチする。
 - 制度を正しく理解し、活用する。



2 在留外国人に対する相談体制・関係機関の連携

在留外国人に対する相談体制について（令和7年4月）

窓口名称		外国人在留支援センター (FRESC)	外国人在留総合 インフォメーションセンター	ワンストップ型 相談センター	一元的相談窓口 (外国人受入環境整備交付金 による支援を受けたもの)
特徴		FRESC入居機関の連携により複合的相談も可能	地方入管局に設置され、月3～4万件の相談に幅広く対応	外国人集住地域の地方公共団体と連携した地域密着型	地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口
設置主体		4省庁8機関 (法務省、厚生労働省、外務省、経済産業省)	地方局・支局	地方公共団体・地方局	地方公共団体
設置時期		令和2年7月～	平成2年7月～(※1)	平成21年～(※4)	平成31年2月～(※5)
設置場所		FRESC(東京都新宿区)	地方局・支局 (空港支局を除く11か所)	浜松市、新宿区、さいたま市	全国265か所(※6)
運営主体		FRESC入居機関	委託業者	委託業者	地方公共団体ごとに決定
主な相談内容		在留資格関係 職業相談等	在留申請手続 生活上の相談	生活上の相談	
相談事項	入管手続	○	○	○	
	生活相談	○	○	○	
相談方法	対面	○	○	○	
	電話	○	○(※2)	○	
	その他	オンライン(※7)	メール(※2,3)	×	

(※1) 東京局から順次設置。

(※2) 平成23年から、全国統一の電話番号・メールアドレスを設け、東京局において一括して業務委託。

(※3) 基本的な相談対応は委託先の施設で行うが、委託先で対応できない相談についてはFRESCの入管庁在留支援課で対応している。

(※4) 浜松市から順次設置。

(※5) 外国人受入環境整備交付金の開始時期（平成31年2月から整備事業についての公募を開始）

(※6) 令和7年4月1日時点 (※7) 各機関によって相談方法は異なる。

入居機関	主な業務
出入国在留管理庁 在留支援課	外国人向けの一元的相談窓口の整備・運営の支援、取組事例の共有等により、地方公共団体等との連携・協力を推進している。また、日本に住む外国人への情報提供や「やさしい日本語」の普及を行っている。
総務課開示請求窓口	出入国在留管理庁が保有する行政文書のほか、出入（帰）国記録及び外国人登録原票の開示請求を受け付けている。
東京出入国在留管理局	日本に在留する外国人や、外国人を雇用したい企業関係者等へ、予約制による個別相談を行っている。また、地方公共団体に対し、外国人に関する相談の対応や助言等も行っている。
法務省 東京法務局人権擁護部	外国人及び障害のある人に対する差別的な取扱いを始め、いじめ、虐待など、様々な人権問題に関する相談に応じているほか、そのような人権侵害行為に対して、簡易・迅速・柔軟な救済活動を行っている。 また、人権擁護委員や地方自治体等と連携しながら、様々な人権啓発活動を行っている。
日本司法支援センター （法テラス）	国によって設立された法的トラブル解決のための総合案内所 困りごとの相談を受け、必要に応じて内容を整理した上で、その方に適した相談窓口を紹介している。また、民事法律扶助の利用条件を満たしている方には、各地の法テラスの無料法律相談を案内している。
外務省 ビザ・インフォメーション	日本への入国査証（ビザ）申請に必要な書類の案内、申請手続等査証（ビザ）に関する一般的な各種相談を受け付けている。 また、公印確認及びアポステイユに関する照会にも対応している。
厚生労働省 東京外国人雇用 サービスセンター	高度外国人材（留学生、専門・技術的分野の在留資格）の就職支援を行う厚生労働省の機関 職業相談・紹介、就職面接会の開催、インターンシップの実施のほか、外国人雇用に関する情報提供・相談等の事業主向け支援も行っている。
東京労働局外国人 特別相談・支援室	外国人を雇用する事業主に対し、労働基準法等の労働関係法令や労務管理、安全衛生管理に関する相談対応を行うとともに、セミナーの開催、専門家による訪問支援など外国人労働者の労務管理、安全衛生管理に関する支援を行っている。 また、外国人労働者向けに、労働条件に関する相談対応を行っている。
経済産業省 日本貿易振興機構 （JETRO）	高度な知識や技能を有する外国人材の活用を促進するため、関係省庁が連携する「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」の事務局を務めている。 セミナーやポータルサイトを通じた情報提供や、高度外国人材を活用する企業に対して、様々な支援サービス等を提供している。

FRESCを参考に、地方出入国在留管理局、地方公共団体、国の地方機関等の関係機関が連携し、外国人や関係者への相談対応や、相談者を適切な機関につなぐための取組等を各地域で展開。

関係機関の連携

横浜みなとみらい地区「Y-FORA」等

連携機関

東京出入国在留管理局横浜支局横浜港分室 在留相談室「Y-FORA」
横浜地方法務局人権擁護課
日本司法支援センター（法テラス）神奈川地方事務所
外国人労働者相談コーナー（神奈川労働局労働基準部監督課）
ハローワーク横浜（神奈川労働局）
横浜新卒応援ハローワーク留学生コーナー（神奈川労働局）
日本貿易振興機構（JETRO／ジェトロ）横浜貿易情報センター
多言語支援センターかながわ（神奈川県）
横浜市多文化共生総合相談センター
（公益財団法人横浜市国際交流協会（YOKE）/横浜市）

福岡県「FUKUOKA IS OPEN センター」

連携機関

FUKUOKA IS OPENセンター総合受付窓口
（公益財団法人福岡県国際交流センター）
福岡県留学生サポートセンター（公益財団法人福岡県国際交流センター）
福岡出入国在留管理局
福岡外国人雇用サービスセンター（福岡労働局）
福岡県弁護士会
福岡県行政書士会
福岡県社会保険労務士会
福岡法務局人権擁護部
日本貿易振興機構（JETRO／ジェトロ）福岡貿易情報センター

合同相談会の開催

形式：関係機関主催の相談会に参加、又は各地方入管が主催

連携先：地方公共団体、国際交流協会、労働局、法テラス、NPO法人等

相談例：在留手続、労働関係、年金関係、生活相談 等

令和6年度は
58回開催



令和7年度外国人受入環境整備交付金の概要について

概要

■ 目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

■ 交付対象

- ・全ての都道府県及び市町村（特別区を含む）
- ・複数地方公共団体による「共同方式」も交付対象

■ 交付限度額（整備事業・運営事業共通）

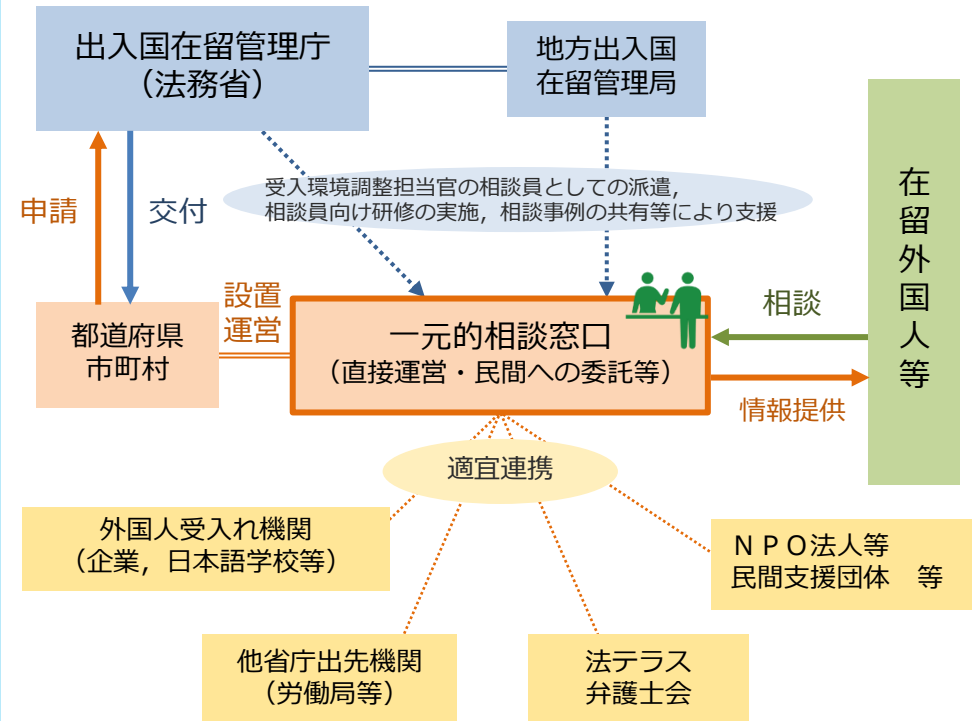
区分	外国人住民数	交付限度額
都道府県	—	1,000万円
市町村	5,000人以上	1,000万円
	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円

■ 交付率

区分	内容	交付率
整備事業	新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費	必要経費の10分の10
運営事業	一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費	必要経費の2分の1（※）

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされています。

事業スキーム



令和7年度の主な取組

- 一日当たりの相談件数を基として人件費限度額を設定し、それを超える申請分については交付しないこととする。
- 外国人住民数が5,000人未満の市町村の一元的相談窓口における多言語経費については、国の通訳支援事業を活用することにより交付対象外とする。

※多言語対応経費：電話通訳サービスの委託経費など、通訳支援事業と同種の事業経費

- ◆ 地方公共団体の行政窓口では、生活に関わる様々な相談や各種申請手続を実施。
- ◆ 在留外国人の増加に伴い、多言語対応の必要性が高まっているところ、通訳の手配が困難な地方公共団体もある。
- ◆ 入管庁において、令和3年7月から、一部の地方公共団体を対象に通訳支援を実施。
- ◆ 令和5年4月から全国の地方公共団体を対象に通訳支援を本格実施している。
- ◆ 令和7年度から、新たに利用時間の拡大や災害時の通訳支援、一部の地方公共団体を対象としたビデオ通訳を実施。



言語面において全国一律の行政サービスの提供が可能＋地方公共団体等の負担軽減

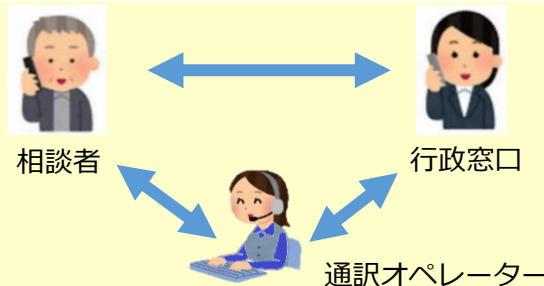
事業スキーム（イメージ）

地方公共団体の行政窓口等に 来所してきた場合など



- ・受話器のやり取り
- ・スピーカーフォン等で通訳対応
- ・タブレット等を用いたビデオ通訳（一部の地方公共団体が対象）

地方公共団体の行政窓口等に 電話がかかってきた場合など



三者通話機能により通訳対応

実施内容

- ◆ 実施対象：全地方公共団体の行政窓口
- ◆ 利用時間：平日8時30分～18時15分
- ◆ 利用言語：20言語
（英語、韓国語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語、フランス語、シンハラ語、ウルドゥー語、ベンガル語、ウクライナ語、ロシア語、アラビア語）

災害時における通訳支援

- ◆ 令和7年度から、震度5以上の地震等、一定の大規模災害が発生した場合、24時間対応の災害専用回線を設置し、事前の登録なしに被災地域及びその周辺の地方公共団体等の公的機関で通訳支援を実施。



外国人支援コーディネーターとは

生活上の困りごとを抱えた外国人に対し、専門的知識及び技術をもって相談に応じ、連携先との連絡・調整等の支援を行い解決まで導くほか、生活上の困りごとの発生を予防するための情報提供等を行う人材



令和6年度から養成研修を実施

- 令和6年8月13日から令和7年2月23日まで外国人支援コーディネーター養成研修を実施(受講生60名)
- 修了認定テストに合格した52名を外国人支援コーディネーターとして認証
(認証期間は3年間であり、認証更新研修を実施予定)

養成課程① (オンライン研修)

○養成研修において習得する必要がある基本的知識及び技術に関する講義(60時間(講義)程度)

オンデマンド方式

項目	養成研修において習得する必要がある知識及び技術
A	外国人支援コーディネーターを導入する意義等
B	外国人の在留状況を正確に把握するために必要な知識
C	異なる文化や価値観を理解するために必要な知識
D	外国人の複雑・複合的な相談内容に対して適切な解決策まで導くために必要な知識及び技術
E	外国人を適切な支援へ円滑につなげるために必要な知識

実践

○「養成課程①」で習得した基本的知識及び技術に基づく実践^(注)(受講生の職場等において実施)

(注) 講師等と相談しながら設定した課題に取り組む

○取組状況の中間報告

○課題レポート



養成課程② (集合研修)

○事例検討・グループ討議

○修了認定テスト



1. 受入環境調整担当官の配置

外国人の受入れ環境整備を目的として、全国の主な地方出入国在留管理官署に担当者を配置

2. 主な役割

＜地方公共団体との窓口役＞

- 外国人の受入れ環境整備に係る地方公共団体をはじめとした関係機関からの意見聴取
- 在留外国人向けの相談窓口の設置・運営に関する地方公共団体からの相談への対応、情報提供、研修の実施 等

3. 具体例

地方公共団体職員等に対する研修（大阪局）



令和7年6月、教育委員会等との共催による進路指導研修に受入環境調整担当官を講師として派遣し、教職員に対し、在留資格を有する生徒への指導に当たっての留意点、在留資格制度及び在留資格の詳細等について説明した。

相談窓口への相談員としての職員派遣（名古屋局）



地方公共団体が設置・運営する外国人住民のための「一元的相談窓口」に受入環境調整担当官を派遣し、相談対応を実施している。名古屋局管内10か所においては、定期派遣を実施している。

地域におけるネットワークの構築（広島局）



外国人支援者の個々の取組をより効率的・効果的なものにするために「外国人支援者ネットワーク」の促進に取り組んでいるところ、令和7年1月、鳥取県内の既存のネットワークに参加することで「外国人支援者ネットワーク」を構築した。

地域における多文化共生施策の推進（東京局）



令和7年3月、サッカーを通じた社会貢献活動と協働して「やさしい日本語」の普及啓発活動を行うことを目的としたイベント「ウォーキングフットボールwithやさしい日本語」をサッカークラブチーム等と共催により実施した。

3 在留外国人に対する情報提供

概要

- 外国人が、我が国の社会制度、生活ルール、マナー等を入国前から学ぶことができるよう、オリエンテーションのためのツール（ガイドブック、動画）を多言語で作成。
- 「外国人生活支援ポータルサイト」で、外国人が我が国で安定的な生活を送るために必要な情報を集約して提供。

生活・就労ガイドブック



目次

- | | |
|------------|---------------|
| ・ 入国、在留手続 | ・ 年金、福祉 |
| ・ 市区町村での手続 | ・ 税金 |
| ・ 雇用、労働 | ・ 交通 |
| ・ 出産、子育て | ・ 緊急、災害 |
| ・ 教育 | ・ 住居 |
| ・ 医療 | ・ 日常生活に関するルール |

やさしい日本語を含む **19言語**で公開中。

生活・就労ガイドブック
https://www.moj.go.jp/isa/guidebook_all.html



生活オリエンテーション動画



15パートのショートムービー

- | | | |
|----------------|---------------|-------------|
| ・ はじめに | ・ 緊急、災害 | ・ 雇用、労働 |
| ・ 交通ルール | ・ 入管の手続と住所の手続 | ・ 相談窓口の案内 |
| ・ 生活ルール（暮らし編） | ・ 健康保険制度 | ・ 初歩的な日本語学習 |
| ・ 生活ルール（公共施設編） | ・ 年金制度 | ・ 終わりに |
| ・ 医療機関 | ・ 税金 | ・ 概要編 |

YouTube 法務省チャンネルにおいて **17言語**で公開中。

生活オリエンテーション動画 : https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00078.html



外国人生活支援ポータルサイト



各省庁の情報を集約(リンクを掲載)

パソコンやスマートフォンの設定言語に応じて自動翻訳(109言語)

外国人生活支援ポータルサイト : <https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



在留外国人に対する必要な情報発信の強化及び生活上の困難を抱えた外国人等へのアウトリーチ支援事業



世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

在留外国人に対する情報発信の課題

- 言語能力やインターネット環境等の問題から、国や地方公共団体がホームページ等で提供する情報に容易にたどり着くことができない在留外国人が存在し、情報発信を強化する必要がある。
- 在留外国人を対象とする支援に関する情報に接してもなお、自力で支援にたどり着くことができない在留外国人に手を差し伸べ、適切な行政窓口を案内するほか、必要に応じて窓口まで同行するなどのアウトリーチ支援を提供する必要がある。

これまでの取組

- 令和4年度から、毎年、民間支援団体に委託して、次の内容に関する事業を実施中
- ① 地域の同国人に影響を持つインフルエンサーの活用等、地域に根差したネットワークを利用した情報発信
 - ② 現に困難に陥っている在留外国人を掘り起こし、抱えている問題を解決する行政窓口適切につなげるアウトリーチ支援
- ✓ 事業概要：外国人住民の国籍・在留資格・ライフステージに応じて必要な情報や支援を地域密着型の方法で提供

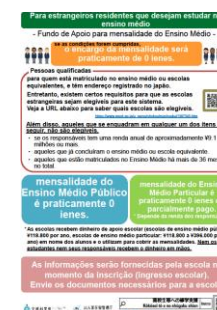
(参考) 多言語による民間支援団体が配布・配信した情報例



【ベトナム語】

防災情報に関するスマホアプリ等をまとめたチラシ

(ベトナム語ほか13言語で配布)



【ポルトガル語】

高等学校等就学支援金制度に関する情報

(ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語でSNS配信)

外国人コミュニティとの対話・連携のイメージ

政府（出入国在留管理庁）

対話型オリエンテーション等を通じた、
制度や施策についての正確な情報

外国人コミュニティ

コミュニティのニーズ、フィードバック、
施策の周知のサポート 等

イベント等への参加による交流



フィリピンエキスポ2024（2024.6 東京 上野公園）



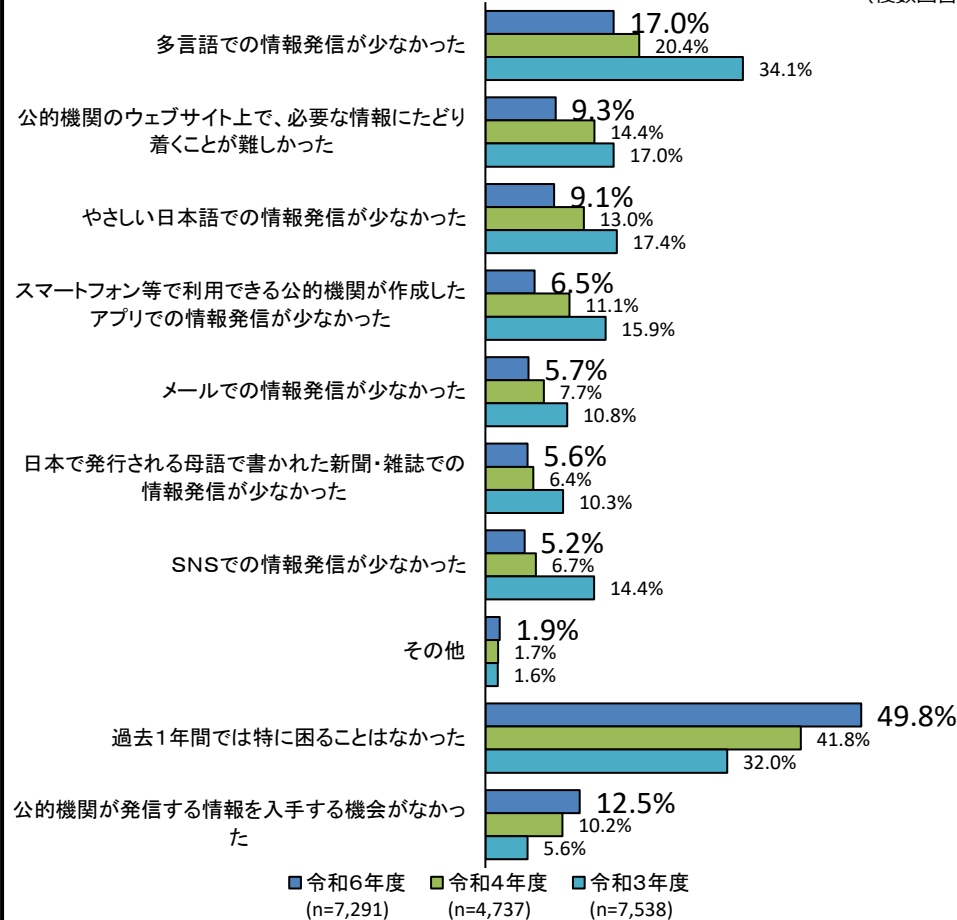
ベトナムフェスティバル2025（2025.6 東京 代々木公園）

令和6年度 在留外国人に対する基礎調査－主な結果④(情報入手・相談対応)－

- 公的機関が発信する情報を入手する際の困りごとは、困りごとがあった中では、令和4年度から上位3項目は変わらず、「多言語での情報発信が少なかった」(17.0%)、「公的機関のウェブサイト上で、必要な情報にたどり着くことが難しかった」(9.3%)、「やさしい日本語での情報発信が少なかった」(9.1%)が多い。「その他」を除く困りごとは一貫して割合が減少し、「過去1年間では特に困ることはなかった」は令和4年度から8.0ポイント増加している。
- 公的機関に相談しようとした際に困ったことは、困りごとがあった中では、「どこに相談すればよいか分からなかった」(16.2%)、「相談するために仕事や学校等を休まなければならなかった」(12.6%)、「通訳が配置されていなかった又は少なかった」(8.4%)の順で多い。

公的機関が発信する情報を入手する際の困りごと

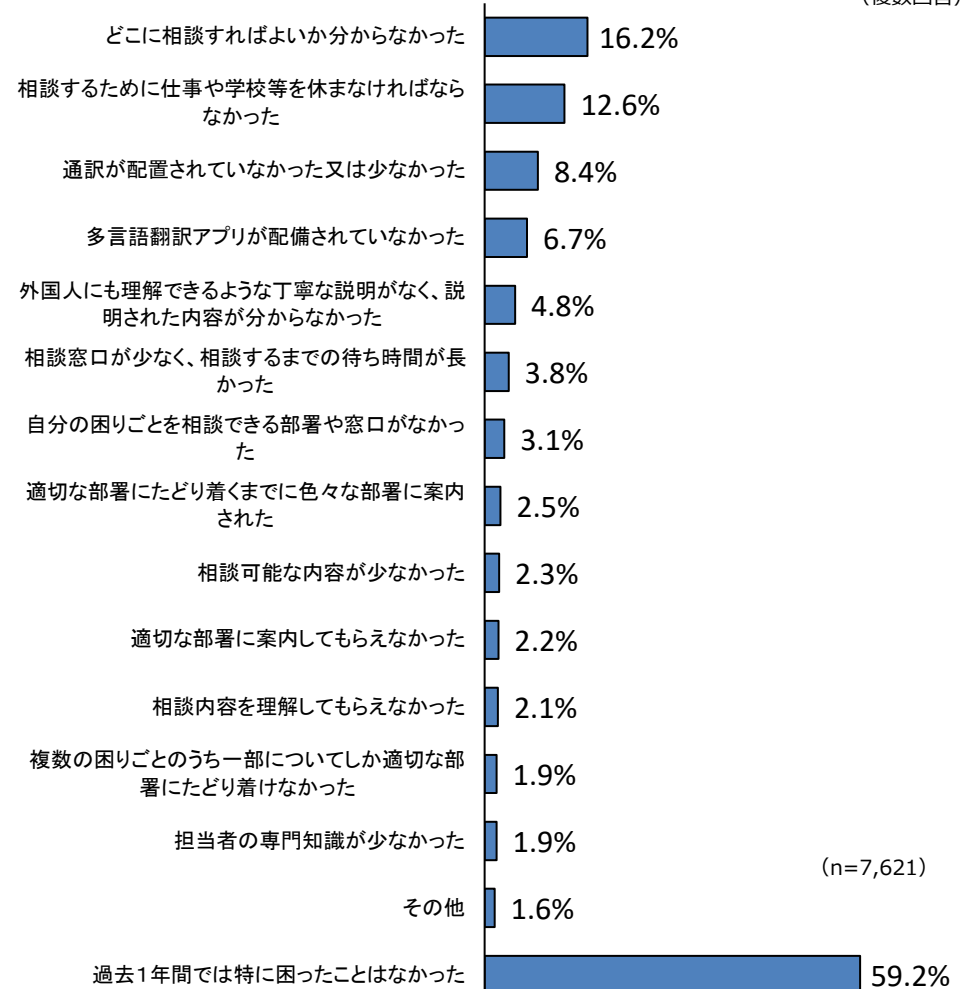
(複数回答)



※ 令和6年度調査及び令和4年度調査は過去1年間で困ったことが調査対象。
令和3年度調査では期間の指定はしていない。

公的機関に相談しようとした際に困ったこと

(複数回答)



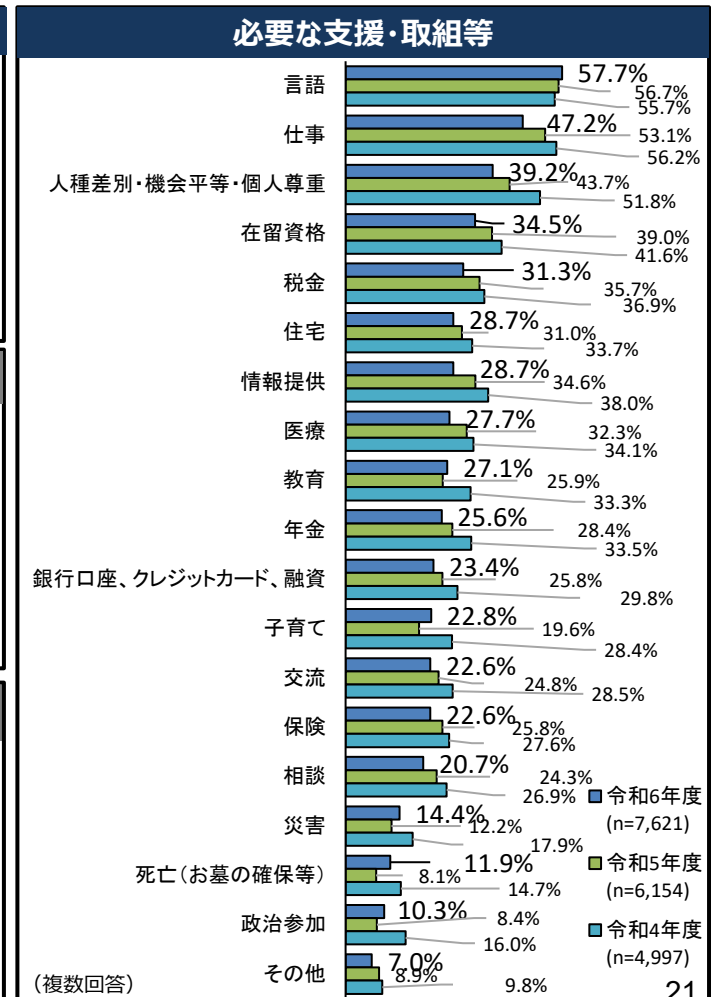
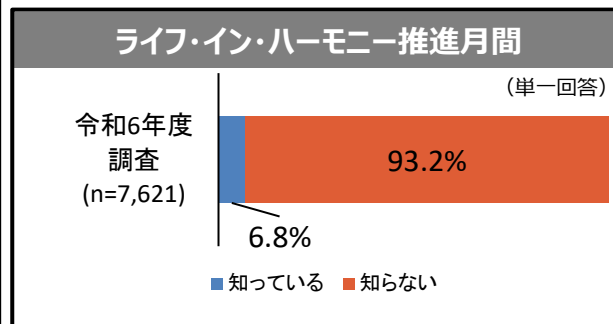
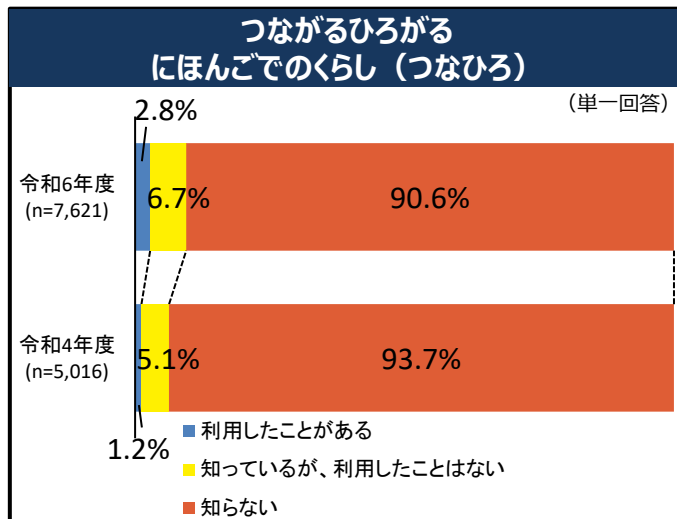
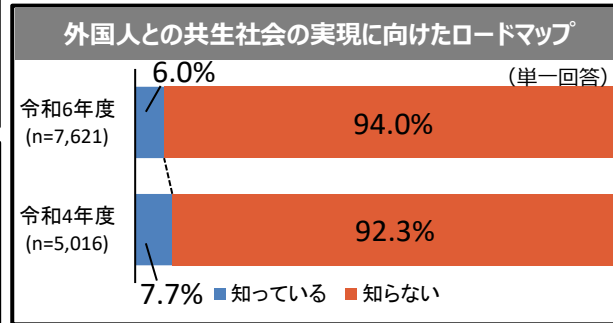
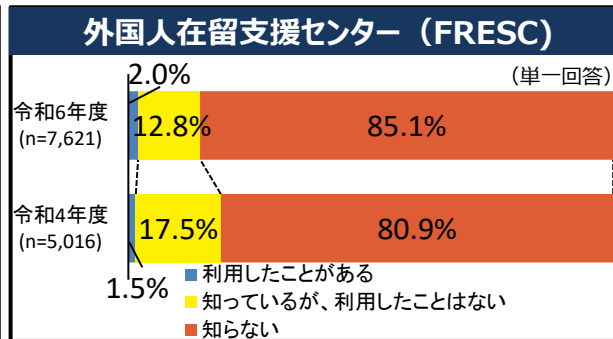
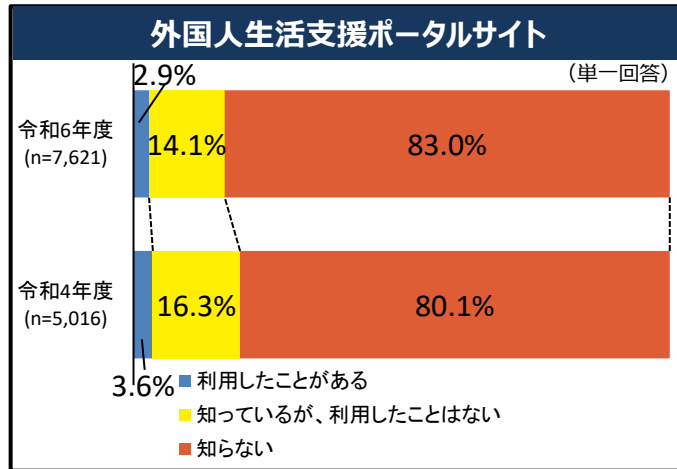
(n=7,621)

令和6年度 在留外国人に対する基礎調査－主な結果⑪(ウェブページ・取組等の認知度、意見・要望)

■ 外国人支援のためのウェブページや取組等について、「知らない」と答えた人は8割を超えている。

- 外国人生活支援ポータルサイト⇒<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html> ○ つながるひろがるにほんごでの暮らし⇒<https://tsunagarujp.mext.go.jp/>
- 外国人在留支援センター(FRESC)⇒<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>
- ライフ・イン・ハーモニー推進月間⇒https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00066.html
- 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ⇒https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00033.html

■ 必要な支援・取組等では令和4年度から上位3項目は変わらず「言語」(57.7%)、「仕事」(47.2%)、「人種差別・機会平等・個人尊重」(39.2%)が多い。



4 在留支援のためのやさしい日本語の普及

やさしい日本語の普及に関する取組み

やさしい日本語とは…難しい言葉を簡単な表現に言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと

2020年8月作成

「在留支援のための やさしい日本語ガイドライン」



- ・書き言葉に焦点を当てたガイドライン。
- ・やさしい日本語に書き換える手順を3つのステップで紹介。



2022年10月作成

「在留支援のための やさしい日本語ガイドライン 話し言葉のポイント」

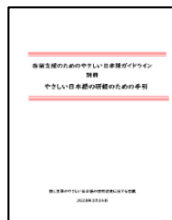


- ・話し言葉の留意事項をまとめたもの。
- ・やさしい日本語の効果的な話し方や言い換え例等を掲載。



2023年3月作成

「在留支援のための やさしい日本語ガイドライン 別冊 やさしい日本語の 研修のための手引」

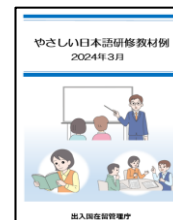


- ・研修実施の手順やポイントのほか、研修事例や参考となる素材を掲載。



2024年3月作成

「やさしい日本語 研修教材例」



- ・やさしい日本語の研修に使える資料や実践問題を掲載。
- ・この1冊でやさしい日本語研修が実施できる講師用の研修教材例。



2025年3月作成

「やさしい日本語 研修用動画」



- ・「やさしい日本語研修教材例」と併せて使用する研修用動画。
- ・入管庁職員と日本語教師が出演した窓口対応の様子を収録。
- ・話し言葉のポイントについて、研修を通して学べる動画。



2025年3月作成

「やさしい日本語 書き換えツール」



- ・やさしい日本語に書き換えたい言葉を入力すると、やさしい日本語の書き換え例が表示されるチャットボット風のツール。

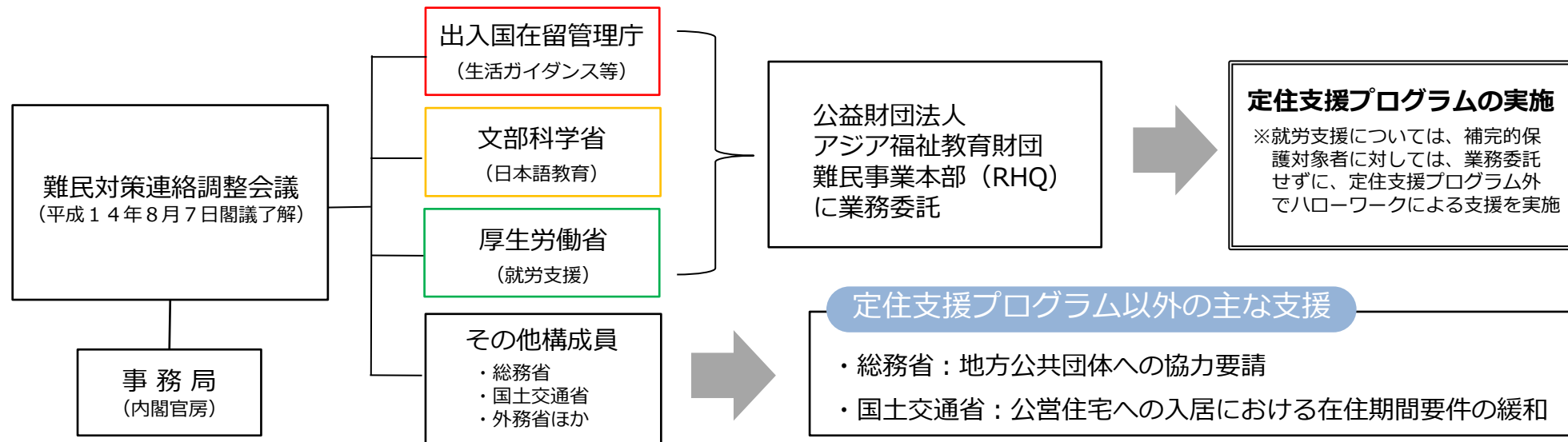


5 条約難民等への支援の取組

	条約難民	補完的保護対象者	第三国定住難民
定住支援プログラムの内容等			
受講期間	昼間 6 か月コース又は夜間 1 年コース		昼間 6 か月コース
生活ガイダンス	1 2 0 時限（※ 1 時限 = 4 5 分）		1 2 0 時限（※）
日本語教育 （文部科学省所管）	5 7 2 時限（※） 教材提供、日本語学習相談		5 7 2 時限（※） 教材提供、日本語 学習相談
就労支援 （厚生労働省所管）	相談員による 職業相談・紹介 職場適応訓練	ハローワークによる 職業相談・紹介	相談員による 職業相談・紹介 職場適応訓練
生活費等	生活費、医療費、住居費、定住手当		生活費、医療費、 定住手当
宿泊施設の提供	必要に応じて提供		全員入居
その他の支援			
相談事業	あり		あり
教育訓練援助金	あり		あり
難民認定申請者又は補完的保護対象者認定申請者（保護措置）＊			
保護費	生活費、医療費、住居費		
宿泊施設の提供	必要に応じて提供		
相談事業	あり		

＊生活に困窮している者に限る

政府の支援体制



定住支援プログラムの概要

難民等及びその家族が我が国の社会で自立した生活を営むため、以下の内容を提供

- ・生活ガイダンス・・・我が国で生活するために必要な、税金や医療などの制度や文化、習慣について、学習
- ・日本語教育・・・我が国への定住に必要とされる基礎日本語能力(※)の習得のための日本語教育プログラム及び教材の提供、日本語学習に関する相談対応等の支援
※「日本語教育の参照枠」のA2からB1レベル相当を到達目標
- ・就労支援・・・履歴書の書き方や面接の受け方の指導、就職先・職業訓練先のあっせん、就職後の定着指導



- ・定住支援プログラム修了後も、相談事業において、住居、就労、日本語教育、行政手続等に関する相談に対応し、必要に応じて利用可能な制度の紹介や調整を実施。

定住支援プログラムの受講者及び修了者数と就職状況について

	条約難民				補完的保護対象者				第三国定住難民			
R4	合計	昼間コース (通所)	昼間コース (オンライン)	夜間コース (オンライン)	合計	昼間コース (通所)	昼間コース (オンライン)	夜間コース (オンライン)	合計	昼間コース (通所)	昼間コース (オンライン)	夜間コース (オンライン)
受講者	74	2	66	6	—	—	—	—	30	30	—	—
修了者	74	2	66	6	—	—	—	—	30	30	—	—
R5	合計	昼間コース (通所)	昼間コース (オンライン)	夜間コース (オンライン)	合計	昼間コース (通所)	昼間コース (オンライン)	夜間コース (オンライン)	合計	昼間コース (通所)	昼間コース (オンライン)	夜間コース (オンライン)
受講者	28	2	9	17	—	—	—	—	40	40	—	—
修了者	28	2	9	17	—	—	—	—	40	40	—	—
R6	合計	昼間コース (通所)	昼間コース (オンライン)	夜間コース (オンライン)	合計	昼間コース (通所)	昼間コース (オンライン)	夜間コース (オンライン)	合計	昼間コース (通所)	昼間コース (オンライン)	夜間コース (オンライン)
受講者	42	8	18	16	214	72	80	62	43	43	—	—
修了者 (修了率)	35	8	18	9 (56%)	145	59 (82%)	52 (65%)	34 (55%)	43	43	—	—

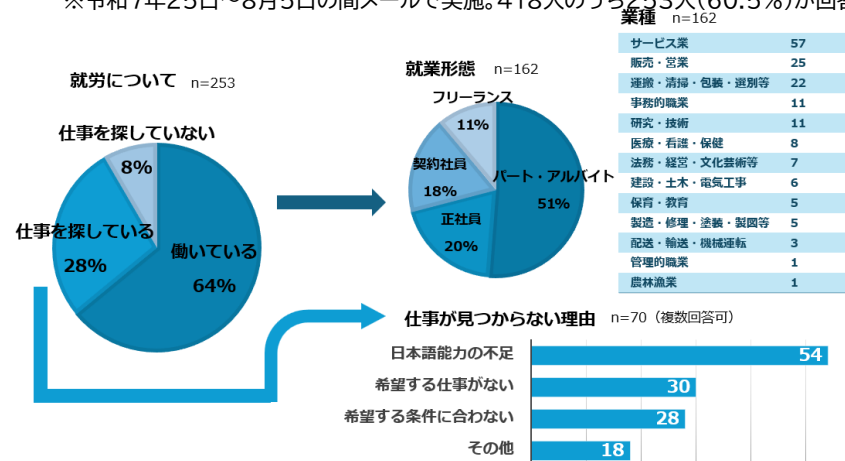
※ 昼間コースの通所及びオンラインの受講者または修了者の数は、4月開講と10月開講の人数を合わせた数値
 ※ 補完的保護対象者の定住支援プログラムは令和6年4月から開始

【参考】定住支援プログラムを受講した補完的保護対象者とその家族及び入国時
 身元保証人のないウクライナ避難民に対する就労アンケート

※令和7年25日～8月5日の間メールで実施。418人のうち253人(60.5%)が回答

定住支援プログラム 受講者のうち、	条約難民			第三国定住難民		
	R4	R5	R6	R4	R5	R6
就職希望者数	6	18	30	26	41	40
就職者数	6	8	18	26	41	40
就職率	100%	44%	60%	100%	100%	100%

※ 補完的保護対象者は就職先あっせん等が厚生労働省の委託事業として実施されていないため統計なし



課題① 未修了者の存在

**要因：出席不良による修了要件未達
一時出国、本国帰国に伴う退所**

〈理由〉

- **学習時間確保が困難**
日常生活や退所後の自立に向けた活動（就職活動や住居確保）とプログラム受講の両立が困難
- **日本語学習の意欲低下**
就労先で求められる日本語能力等があらかじめ明確でなく、モチベーションを維持するのが困難
- **一時出国が容易、将来的な帰国も選択肢**
補完的保護対象者の中には一時帰国する者や、本国情勢次第では将来的に本国への帰国を希望する者も存在

課題② 確実な就労先確保

**要因：希望する職種と日本語能力のアンマッチ
希望する職種と求人のアンマッチ**

〈理由〉

- **希望する職種と就職可能な求人の乖離**
受講者の希望に沿った就職先が確保しづらい。
- **希望する職種と日本語能力の乖離**
本国で経験のある専門性の高い業務を希望する場合でも、一定の日本語要件を求められる傾向
他方、単純作業に従事した場合、就労しながらの日本語習得には限界があり、その後のキャリアアップに影響
- **プログラム修了時点の日本語能力が示されていない**
プログラムを修了した時点での受講者の日本語能力が第三者により示されていない。

フォローアップに向けた今後の取組

- **プログラム構成を含めた内容の検討・改善**
より就職活動に活用することができる日本語習得を目指すとともに、就労機会の確保につながるプログラム内容を検討
- **プログラム修了時の日本語習得目標を明確化**
日本での就労に求められる日本語レベルを受講者に明示することで、動機付けと学習効果を向上させる
- **関係機関との連携強化・情報共有**
関係省庁と問題意識を共有するとともに必要に応じた定住支援の在り方を検討
- **受講者の適切なマインドセット**
プログラム早期から我が国で自立して定住するビジョンを描かせ、生活習慣の習得及び日本語学習の重要性を認識させる

6 御議論いただきたい事項

相談体制・情報発信機能の強化

- ✓ 関係機関との連携について【資料P8~15】
 - ・地方公共団体や民間支援団体と入管庁との連携強化の方法、連携して取り組むべき課題の洗い出し
 - ・福祉、教育、労働など他の分野の支援機関との連携の可能性
 - ・外国人を支援の担い手として捉えた連携の在り方（コミュニティ内のキーパーソンの発掘・活用方法等）
- ✓ 効果的な情報発信の方法について【資料P16~21】
 - ・網羅的で一覧性の高い発信方法である「外国人生活ポータルサイト」「生活・就労ガイドブック」「生活オリエンテーション動画」の内容、周知方法
 - ・外国人のライフステージや、生活の特定の場面（災害発生時等）に応じた確実・迅速な情報提供の在り方
 - ・より効果的・効率的なタイミング・手法による発信の在り方（例えば、地域住民との摩擦を防ぐための生活上のルールやマナーの理解促進を目的とした、入国前段階からのオリエンテーション、地方公共団体による地域の実情を踏まえたオリエンテーション等）
- ✓ 在留外国人がよりスムーズに社会の構成員となっていくためのプロセスの構築について
 - ・日本文化・慣習の理解促進、能動的な社会参加と制度理解・法令遵守、日本語能力向上や就業促進を目的とした講習の必要性等

難民等への支援

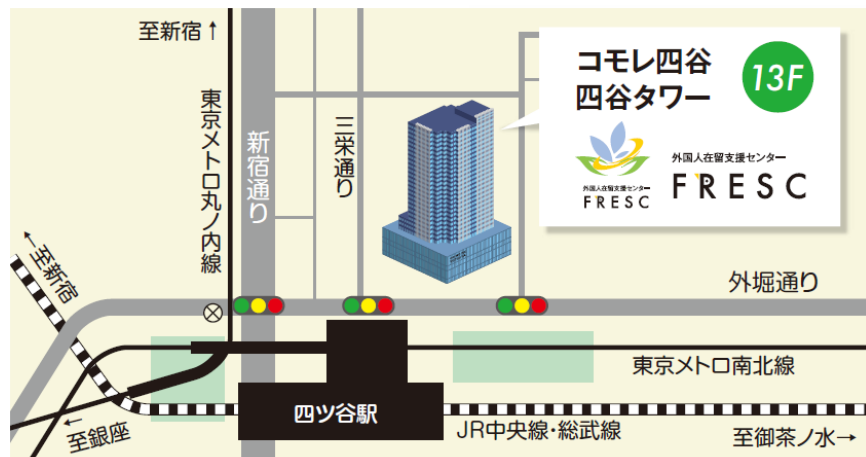
- ✓ 定住支援プログラムの内容、期間等について【資料P24~28】
 - ・プログラム参加への動機づけの方法
 - ・プログラム修了後の自立した生活（日本語能力向上、就労先の確保、地域社会への溶け込み等）を意識した内容構成
 - ・プログラム修了後の生活・就労状況のフォロー

（参考）第三国定住難民については、「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」（平成26年1月24日難民対策連絡調整会議決定、令和元年6月28日一部改正）に基づき、その支援の在り方等について、同会議において検討を行うこととしている。

參考資料

外国人在留支援センター（FRESC）

日本で暮らし、活躍する外国人の在留を支援する政府の窓口（4省庁8機関）が集まり、連携して施策を実施する機関として、令和2年7月6日に開所



Address 所在地 (ばしよ)

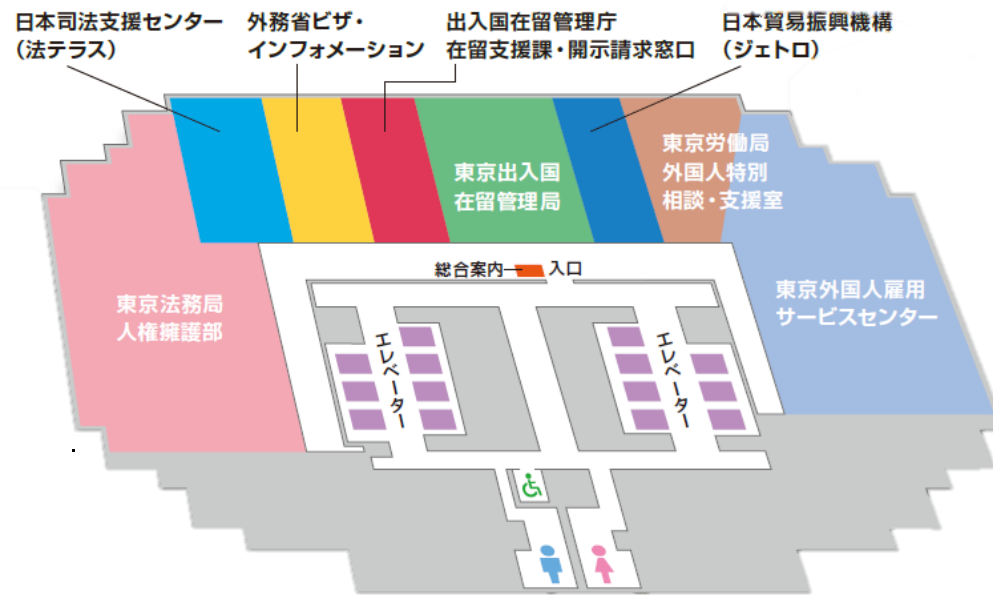
〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー13F

Phone Number 代表電話番号 (てんわ)

0570-011000 (ナビダイヤル)

Opening hours 開庁時間 (あいているじかん)

9:00~17:00 ※土・日・祝・年末年始は休庁



一部のIP電話及び海外からはこちら
+81-3-5363-3013

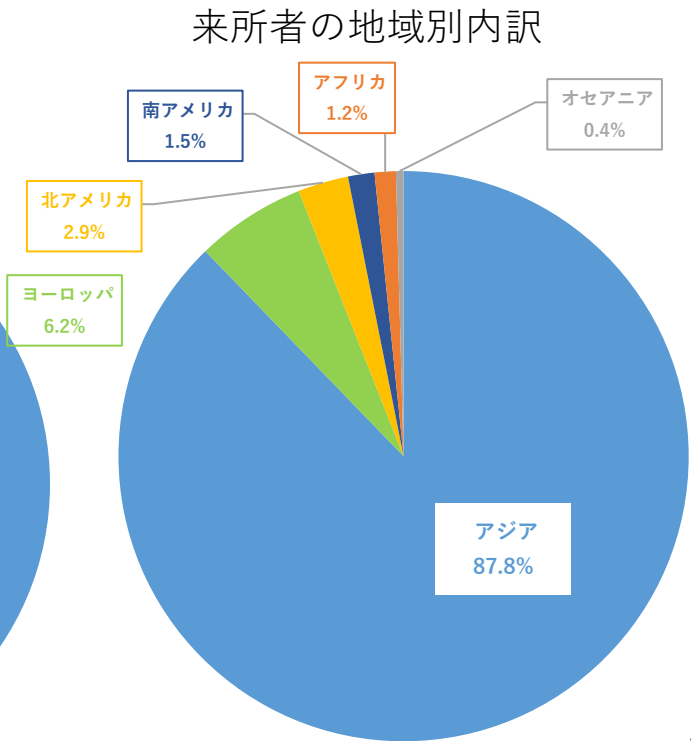
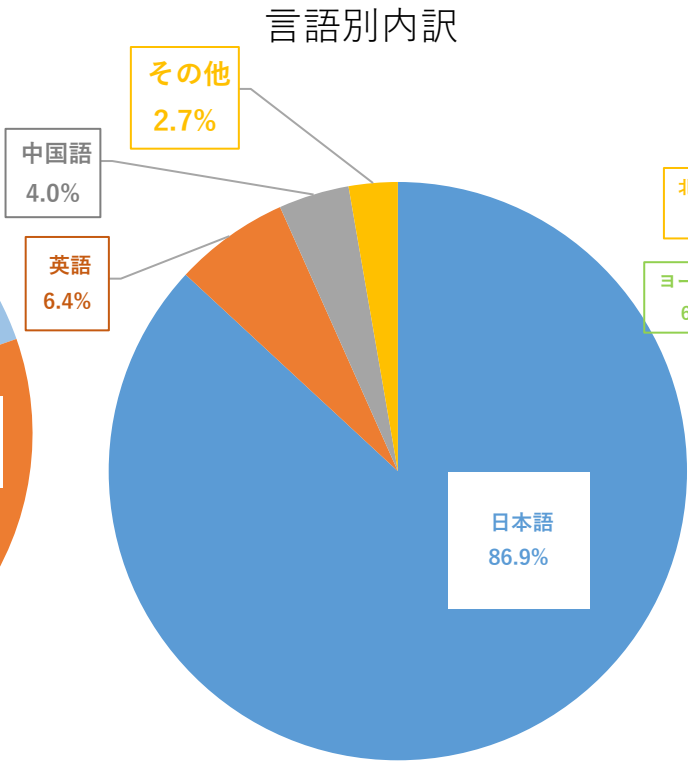
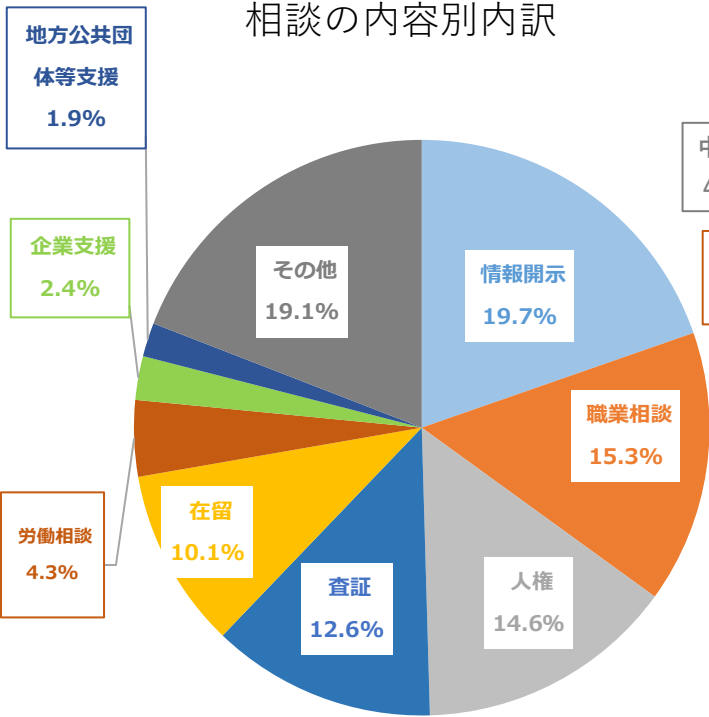




FRESCにおける相談等の現況（令和2年12月～）

	総数	令和2年12月～ 令和6年7月	令和6年8月	9月	10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
相談対応数 (手段別)	513,939	405,736	8,863	8,649	9,543	8,578	8,015	8,275	8,939	9,529	9,165	9,455	9,714	9,478
来所	111,465	87,000	1,628	1,878	2,133	1,920	1,790	2,000	2,139	2,291	2,024	2,333	2,244	2,085
電話・メール	380,110	302,558	6,771	6,299	6,927	6,193	5,823	5,924	6,419	6,866	6,779	6,428	6,506	6,617
その他（※1）	22,364	16,178	464	472	483	465	402	351	381	372	362	694	964	776

※1 ビデオ面談、手紙等



※2 把握できた分に限って集計

外国人在留総合インフォメーションセンターについて

1. 外国人在留総合インフォメーションセンター（※1）の設置

（※1）官署によっては、インフォメーションセンターという名称でない場合があります。

外国人及び本邦の関係者からの入国手続や在留手続等に関する各種の問合せに応じるために、各地方出入国在留管理局・支局に相談窓口を設置。（個別事案に関する申請や許可の見直し／審査の進捗状況、処分結果／退去強制手続の進捗状況／についてはお答えしていません。）

2. 相談方法

<電話>	電話番号	0570-013904（IP、海外：03-5796-7112）	対応時間	平日 午前8：30～午後5：15
	対応言語	日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、ミャンマー語、シンハラ語		
<メール>	アドレス	info-tokyo@i.moj.go.jp	対応言語	日本語、英語
<来所>	下記の窓口一覧のとおり			

<窓口一覧>

	所在地	時間	日本語以外の対応言語
札幌	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎	平日 午前8:30～午後5:15（火曜～金曜日（※2）は午後0:00～午後1:00を除く。）	英語
仙台	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第二法務合同庁舎 分庁舎	平日 午前8:45～午後4:30	英語、中国語（韓国語についても対応可能な場合あり）
東京	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30	平日 午前8:30～午後5:15	上記電話相談の対応言語と同じ
横浜	〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	平日 午前8:30～午後5:15	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語
名古屋	〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18	平日 午前8:30～午後4:00	英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語（ベトナム語についても対応可能な場合あり）
大阪	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	平日 午前8:30～午後5:15	英語、中国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語
神戸	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	平日 午前8:30～午後5:15	英語、中国語（ベトナム語、スペイン語またはポルトガル語についても対応可能な場合あり）
広島	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内	平日 午前9:00～午後4:00	英語（中国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語についても対応可能な場合あり）
高松	〒760-0011 香川県高松市浜ノ町72-9 浜ノ町分庁舎	平日 午前9:00～午後4:00（午後0:00～午後1:00を除く。）	英語
福岡	〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第一法務総合庁舎	平日 午前9:00～午後4:00	英語、中国語（韓国語についても対応可能な場合あり）
那覇	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	平日 午前9:00～午後4:00（午後0:00～午後1:00を除く。）	英語

（※2）連続する閉庁日後の最初の開庁日を除く。

1. ワンストップ型相談センター

地方公共団体の相談窓口と連携して、外国人住民が日本で生活するために必要な入国管理手続等の行政手続、生活に関する相談及び情報提供を行うため、ワンストップ型の相談センターを設置。(電話や訪問による問い合わせに、日本語だけでなく、多言語で対応)

2. 相談窓口

外国人総合相談支援センター

住 所: 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザ「ハイジア」11階 しんじゅく多文化共生プラザ

電 話: 03-3202-5535、03-5155-4039

時 間: 平日 午前9時～午後4時

対応言語: 中国語・英語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語・ベトナム語・タガログ語・(曜日によって対応言語が異なります。)

外国人総合相談センター埼玉

住 所: 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3階

電 話: 048-833-3296

時 間: 平日 午前9時～午後4時(曜日によって、対応できる相談内容が異なります。)

対応言語: 中国語・英語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タガログ語・韓国語・タイ語・ネパール語・ロシア語・ウクライナ語(曜日によって対応言語が異なります。)

多文化共生総合相談ワンストップセンター

住 所: 静岡県浜松市中区早馬町2-1 クリエイト浜松4階

電 話: 053-458-1510、053-458-2170

時 間: 月曜～日曜 午前9時～午後5時(曜日によって、対応できる相談内容が異なります。)

対応言語: 中国語・英語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語・ベトナム語・フィリピン語(曜日によって対応言語が異なります。)

概要

- 2024年末の在留外国人数は、376万8,977人(前年末比35万7,985人、10.5%増)で、過去最高を更新
- **安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報を集約した「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成**
(「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(2018年12月25日関係閣僚会議決定))

発信方法

- 入管庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」において、親しみやすいものとなるようイラストなどを加え、やさしい日本語を含む19言語で発信

対応言語

日本語 英語 中国語 韓国語 スペイン語
ポルトガル語 ベトナム語 ネパール語 ミャンマー語
タイ語 インドネシア語 クメール(カンボジア)語
フィリピン語 モンゴル語 トルコ語 ウクライナ語
ロシア語 フランス語 やさしい日本語

- 入国・在留手続
- 市区町村での手続
- 雇用・労働
- 出産・子育て
- 教育
- 医療
- 年金・福祉
- 税金
- 交通
- 緊急・災害
- 住居
- 日常生活におけるルール・習慣

ガイドブックにより 期待される効果

- 外国人が日本のルールや制度の概要を網羅的に把握
- 地方公共団体をはじめとする外国人を支援する方が必要な情報に容易にアクセス

外国人との共生社会の実現に寄与

2025年3月に公表した第7版の主な変更点

- こども家庭庁 :「産後ケア事業」及び「妊娠・出産や子育てに関する相談窓口」の項目を新記載
- 文部科学省 :外国人児童を支援するコンテンツを追加記載
- 出入国在留管理庁:「外国人生活支援ポータルサイト」及び「生活オリエンテーション動画」の項目を新記載

改訂状況

- ・ 2024年11月に多言語版(第6版)を公表(ロシア語及びフランス語を追加)
- ・ 2025年3月に日本語版とやさしい日本語版(第7版)を公表
- ・ 今後も関係府省庁連携の下、必要に応じてその内容を拡充していく



「生活・就労ガイドブック」は、「外国人生活支援ポータルサイト」に掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/guidebook_all.html

概要

出入国在留管理庁では、日本での生活を考えている外国人の方や日本に住んでいる外国人の方がより円滑に日本で生活できるよう、「生活・就労ガイドブック」の内容を基に、**生活オリエンテーション動画を作成**。（令和6年3月末配信開始）

15パートの内容で構成

- はじめに
- 年金制度
- 交通ルール
- 税金
- 生活ルール（暮らし）
- 雇用・労働
- 生活ルール（公共施設）
- 相談窓口の案内
- 医療機関
- 初歩的な日本語学習
- 防災関係
- 終わりに
- 入管手続等
- 概要
- 健康保険制度

日本語含め17言語で作成

- 日本語
- インドネシア語
- モンゴル語
- 英語
- フィリピン語
- ウクライナ語
- 中国語（簡体字）
- タイ語
- ロシア語
- 中国語（繁体字）
- ポルトガル語
- 韓国語
- スペイン語
- ベトナム語
- クメール語（カンボジア語）
- ネパール語
- ミャンマー語

動画例

生活ルール



税金



緊急・災害



配信

出入国在留管理庁ホームページ及び
YouTube法務省チャンネル等において
公開、配信中。

総再生回数約39万回
(令和7年6月19日現在)



入管庁ホームページ
(生活オリエンテーション
動画)

多言語での情報提供の課題

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、各省庁が多言語化された情報を発信



情報の発信が日本語のHP内で行われることが多く、多言語化された情報にたどり着けない!

対応策

外国人や支援者に有用な各省庁の多言語化された情報をポータルサイト内にリンク掲載。
⇒ポータルサイト内ではパソコンやスマートフォンの設定言語に自動翻訳(109言語対応)。
ピクトグラムを使用するなどして情報を視覚的に分かりやすく掲載。

1. テーマ別ページ



- 国民年金制度の仕組み (日本語・英語) 必
- 国民年金制度の仕組み (日本語・英語) 必
- 国民年金制度の仕組み (日本語・英語) 必
- 国民年金制度の仕組み (日本語・英語) 必
- 国民年金制度の仕組み (日本語・英語) 必
- 国民年金制度の仕組み (日本語・英語) 必
- 国民年金制度の仕組み (日本語・英語) 必
- 国民年金制度の仕組み (日本語・英語) 必
- 国民年金制度の仕組み (日本語・英語) 必
- 国民年金制度の仕組み (日本語・英語) 必
- 国民年金制度の仕組み (日本語・英語) 必
- 国民年金制度の仕組み (日本語・英語) 必
- 国民年金制度の仕組み (日本語・英語) 必

2. 生活・就労ガイドブック



- 「生活・就労ガイドブック」の各章に沿った13のテーマ別に情報を集約。
- 定期的に更新し、最新の情報を掲載。

3. 特設ページ



- 「マイナンバーカード」の取得方法等の解説や、令和6年能登半島地震に関する情報など“特に伝えたい”ことを掲載。

4. やさしい日本語関連情報

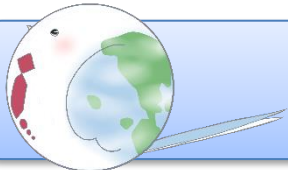


- やさしい日本語ガイドラインや「話し言葉のポイント」など、やさしい日本語の活用促進に関する情報を掲載。

期待される効果

- **外国人がそれぞれの使用言語で、容易に最新の情報にアクセスすることができる環境を構築**





在留支援のためのやさしい日本語ガイドラインの概要

* 書き言葉に焦点をあてたガイドライン *



やさしい日本語は、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。

- 日本に住む外国人は、この30年で約3倍に増え、日本に住む外国人の国籍が多様化。
- 外国人が日本で安全に安心して生活するためには、国や地方公共団体からのお知らせなどを正しく理解することが必要。
- 多言語化を進めているが、これまでの日本語に関する調査によると、「日本語」を「日常生活に困らない言語」とした外国人は約63%、「希望する情報発信言語」として「やさしい日本語」を選んだ外国人は76%。
- やさしい日本語による情報提供・発信を進めることが有効であり、取組を進めるため、出入国在留管理庁と文化庁は、このガイドラインを作成。

1. 在留支援のためのやさしい日本語 作成の3ステップ

ステップ1
日本人に
わかりやすい文章

ポイント

◆情報を整理する

- 伝えたいことを整理し、情報を取捨選択する。等

◆文をわかりやすくする(1)

- 3つ以上のことを言うときは、箇条書きにする。等

◆外来語に気を付ける

ステップ2
外国人にも
わかりやすい文章

ポイント

◆文をわかりやすくする(2)

- 受身形や使役表現をできる限り使わない。等

◆言葉に気を付ける

- 簡単な言葉を使う。

◆表記に気を付ける

- 漢字の量に注意し、ふりがなをつける。等

ステップ3
わかりやすさの
確認

日本語教師や外国人に、わかりやすいかどうか、伝わるかどうかをチェックしてもらう。

2. 書き換えツールの紹介

やさしい日本語を作成するときに活用してもらうため、無料で公開されている日本語の難易度を調べるツールを紹介している。

- ◆ やんしす
- ◆ やさにち
- ◆ チェッカー
- ◆ リーディング
- ◆ チュウ太

3. 変換例と演習問題

- 実際の書き換え例を示して、気を付けるポイントを説明している。
- 演習問題を掲載し、実際に書き換えの練習を行うことができるようにしている。

ガイドライン解説動画

基礎編



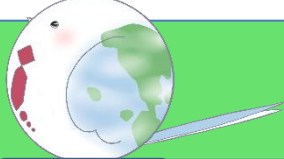
演習編
(ステップ1)



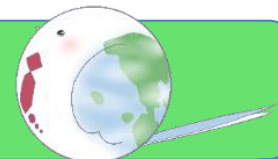
演習編
(ステップ2)



YouTube法務省
チャンネルにて
公開中。 39



在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン 話し言葉のポイント



経緯

- 2020年8月 出入国在留管理庁と文化庁は、「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を策定
- 2021年8月 「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する会議」を設置
- 2022年3月 同会議報告書「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進の在り方」において、書き言葉のガイドラインに加え話し言葉についても国が留意事項を取りまとめ、公表する必要性について指摘
- 2022年7月 「話し言葉のやさしい日本語の活用促進に関する会議」を設置
⇒在留外国人とのコミュニケーションの際に留意すべき実践的な事項を「話し言葉のポイント」として取りまとめ

現状

- 全年齢を対象とした「国語に関する世論調査(2019年度)」では、やさしい日本語で外国人に伝える取組を「知っている」と回答した人は全体の約3割。
- 「在留外国人に対する基礎調査(2021年度)」では、自身の日本語能力を「日常生活に困らない程度に会話できる」以上と回答した在留外国人が8割強。

やさしい日本語の話し言葉のポイント 効果的な話し方や、言い換え等を6つのポイントとして整理

(1)はじめの心得

- (内容を整理し、相手に配慮する)
- ✓伝えたい情報を取捨選択し、整理する
- ✓このくらい話せば分かるだろうという思い込みを取り払う 等

(2)聴き方の心得

- (相手の話をしっかり聴く)
- ✓相手の話を聴く態度を示す
- ✓落ち着いて対応する 等



(3)話の進め方

- (反応を見る、臨機応変に対応する)
- ✓やり取りがうまくいかない場合も
フリーズしないで、話を継続する
- ✓反応を見ながら自分の話し方を調整する 等

(4)話し方の基本

- (短くはっきり言い切る)
- ✓短く切って話す
- ✓文の最後まで言い切る 等

(5)適切な言い換え

- (相手が理解できる言葉に言い換える)
- ✓難しい言葉・言い回しを使わない
- 例:納税 → 税金を払う 等

(6)言葉以外の工夫

- (ノンバーバルコミュニケーション)
- ✓資料・写真・図や実物を活用する
- ✓コミュニケーションボードを準備する 等



2025年3月に公開した
新コンテンツ

2025年3月作成



「やさしい日本語研修用動画」

- ・「やさしい日本語研修教材例」と併せて使用する研修用動画を作成。
- ・入管庁職員と日本語教師が出演した窓口対応の様子を収録。
- ・相手が理解できる言葉に言い換えたり、資料を活用する等のポイントについて、研修を通して学べる動画。



2025年3月作成



「やさしい日本語書き換えツール」

- ・やさしい日本語に書き換えたい言葉を入力すると、やさしい日本語の書き換え例が表示されるチャットボット風のツールを作成。
- ・入管庁が公表している書き換え例に加え、地方公共団体が公表している書き換え例を含めた約900語彙の書き換え例を検索することができる。



- 生活費・・・12歳以上 日額2,400円 ※ただし世帯2人目以降は1,600円
12歳未満 日額1,200円
- 住居費・・・単身者 月額40,000円
※上限あり 二人目 月額50,000円
三人目 月額55,000円
四人目以降 月額60,000円
※ 直ちに住居を確保する必要がある者については緊急宿泊施設を提供。
- 医療費・・・必要に応じ実費支給

- 保護措置の申請者・受給者数の推移（※）年度をまたいで支給決定される者もいるため、申請者数を受給者数が上回る場合もある。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
難民認定申請者	申請者数	311	148	221	663	697
	受給者数	357	250	204	658	710
補完的保護対象者 認定申請者	申請者数				13	120
	受給者数				8	107

(単位：人)

(参考) 難民等認定申請者数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
難民認定申請者数	3,936	2,413	3,772	13,823	12,373
補完的保護対象者認定申請者数				678	1,273

(単位：人)

- 保護措置の申請を受け付けてから開始が決定されるまでの日数（待機日数）の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
難民認定申請者	92	85	34	61	44
補完的保護対象者認定申請者				0	3

(単位：日)

待機日数削減に向けた検討状況（令和7年度）

- 保護措置の申請書の簡素化
- 保護措置の申請書の多言語化
- 保護措置の申請書の記載例の作成